

1. 月次支援金の概要

- 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置※1又はまん延防止等重点措置※2に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付します。月次支援金の給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めていきます※3。

給付対象について

ポイント1

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※4

ポイント2

2021年の**月間売上が**、2019年又は2020年の同月比で**50%以上減少**

給付額

= 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

中小法人等

上限**20**万円/月

個人事業者等

上限**10**万円/月

対象月

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

基準月

2019年又は2020年における**対象月と同じ月**

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態措置」

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」

※3 申請者の利便性向上のために一時支援金の仕組みを用いるため、一時支援金事務局が月次支援金事務局を兼ねることとします。

※4 **2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。**なお、外出自粛等の影響には、人流抑制を目的とする休業又は時短営業の要請を受けた事業者に対して、商品・サービスを提供していることによる影響も含まれます。ただし、地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う協力金の支払対象の事業者については、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金の給付対象外です。

1 - 1. 一時支援金の概要① 全体

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等 上限 **60**万円

対象期間 **1月～3月**

個人事業者等 上限 **30**万円

対象月 対象期間から**任意**に選択した月※3

申請受付期間 2021年 **3月8日**（月） ～ **5月31日**（月）

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

※2 **緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**

※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月